

目次

景観地区	
1.景観地区とは	1
2.申請手続きの流れについて	2
3.関西学院周辺景観地区の位置	6
4.建築物の高さ・壁面の位置・敷地面積の制限	8
5.建築物の形態意匠制限等	9
5-1.周辺住宅地区、浄水場地区	9
5-2.関西学院地区	12
6.工作物に関する事項	15
6-1.周辺住宅地区、浄水場地区	15
6-2.関西学院地区	18
7.開発行為等(緑化、造成等)に関する事項	20
関西学院周辺地区 地区計画	24
屋外広告物に関する基準	26

関西学院周辺地区では、現在のまちなみや住環境を保全、向上していくために、以下の制度により、建築物や工作物、開発行為等に関する独自のルールを定めています。

- (1)景観地区(景観法)
建築物や工作物の高さや形態意匠等のほか、開発行為等における緑化や造成等の制限
- (2)地区計画(都市計画法)
建蔽率や建築物の用途等の制限
- (3)屋外広告物許可基準(市屋外広告物条例)
表示面積、数量、色彩、表示方法等



1. 景観地区とは

西宮市では、平成 21 年に全市を対象に、景観法に基づく「景観計画」を策定し、地域区分毎に定められた規模以上の建築等の行為について、景観形成のための基準をもとに事業主等と協議を行い、より良いまちなみへの誘導を図ってきました。

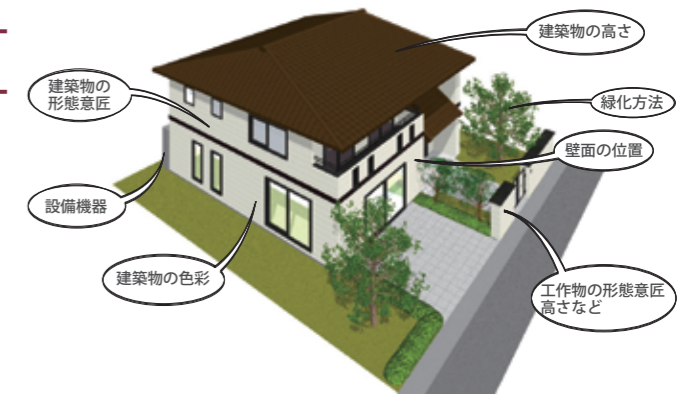
一方、本関西学院周辺地区は、豊かな自然環境や歴史的背景とともに育まれた多くの特徴的な景観資源を有していることから、これらを将来にわたり着実に維持・継承していくために、より積極的に良好な景観の保全・形成へ取り組む必要があると判断し、西宮市で最初の「景観地区」に指定することとしたものです。景観地区では、建築等の行為を行う前に、まちなみとの調和を図るための建築物や工作物の形態・意匠・色彩の基準への適合について、景観法に基づき市の認定を受ける必要があります。また、緑化や造成等の開発行為等についても許可が必要となります。

※新築、増改築、大規模な外壁改修等を行う場合や工作物の新設や開発行為等を行う場合が対象となります。

●令和 2 年 5 月 3 1 日以前に指定されていた風致地区（第 3 種）基準は、景観地区の基準に移行しました。

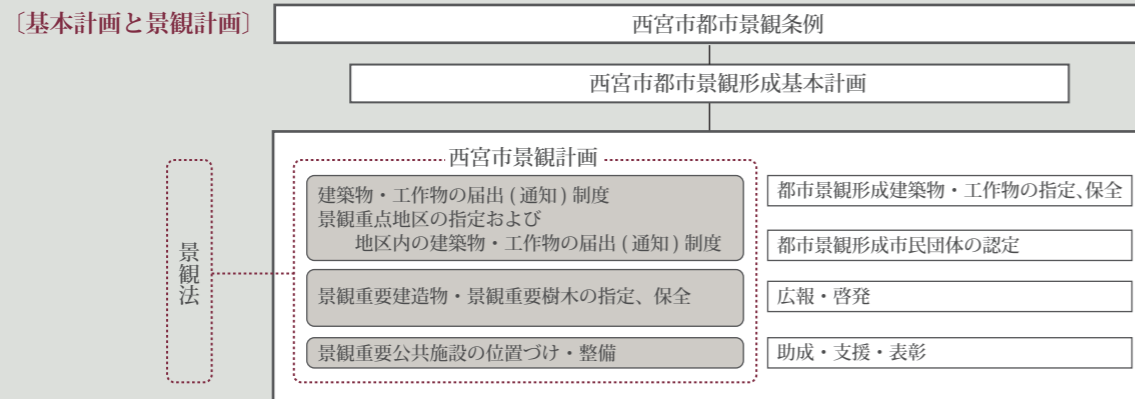
景観地区で定めるもの

景観地区では、建築物のデザインや色彩などの形態意匠の制限や、建築物の高さや壁面の位置の制限等を定めます。また、工作物の形態意匠や高さ等の制限、緑化や造成等の開発行為等の基準も定めます。



西宮市における景観の取組みについて

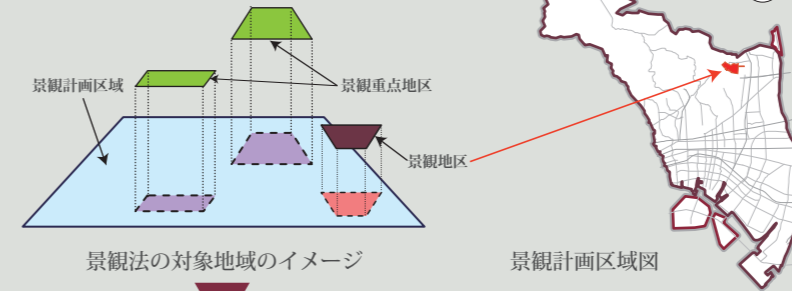
西宮市では、豊かな自然環境や歴史的背景などの恵まれた景観資源を活かした都市景観をまもり、つくり、そだてるため、昭和 63 年に「西宮市都市景観条例」を制定し、景観行政に取り組んできました。その後、平成 16 年 6 月に景観に関する総合的な法律である「景観法」が制定され、西宮市は平成 20 年 4 月の中核市移行に伴い景観行政団体になりました。これを受けて、より豊かな西宮の景観形成に取り組むため、平成 21 年 5 月 1 日に景観法に基づく景観計画を定めました。



〔景観計画〕

～届出・勧告による緩やかな規制誘導～

- ・景観計画の対象となる区域
景観計画区域は、西宮市の全域です。
- ・景観計画区域のうち、特に重点的に都市景観の形成に取り組むべき地区は「景観重点地区」として指定しています。



〔景観重要建造物〕

・景観重要樹木の指定の方針

- ・景観上重要な建造物や樹木の保全制度。
- ・景観重要建造物は、自主条例による都市景観形成建築物等の指定物件のうち、特に地域の景観の形成に寄与しているものを指定、保全していきます。

〔景観重要公共施設に関する事項〕

- ・道路、河川、公園などの公共施設で、景観上重要なものについて整備に関する事項を定め、整備・保全する制度。
- ・地域の景観の形成に特に重要なものを景観計画に位置づけ、景観に配慮した整備を行います。

〔景観地区〕

～より積極的に、良好な景観形成を誘導～

- ・「市街地の良好な景観の形成」を図るため、都市計画として定める地区
- ・都市計画法の地域地区であった美観地区を大幅に発展、拡充
- ・既に一定の美観が存在する地区のみならず、今後良好な景観を形成していこうとする地区について、幅広く活用可能
- ・建築物及び工作物の形態意匠に対する市町村による認定制度が整備され、地域の景観の質を能動的に高めていくことが可能

※景観地区では景観計画に関する届け出は不要となります。

2. 申請手続きの流れについて

申請が必要な行為

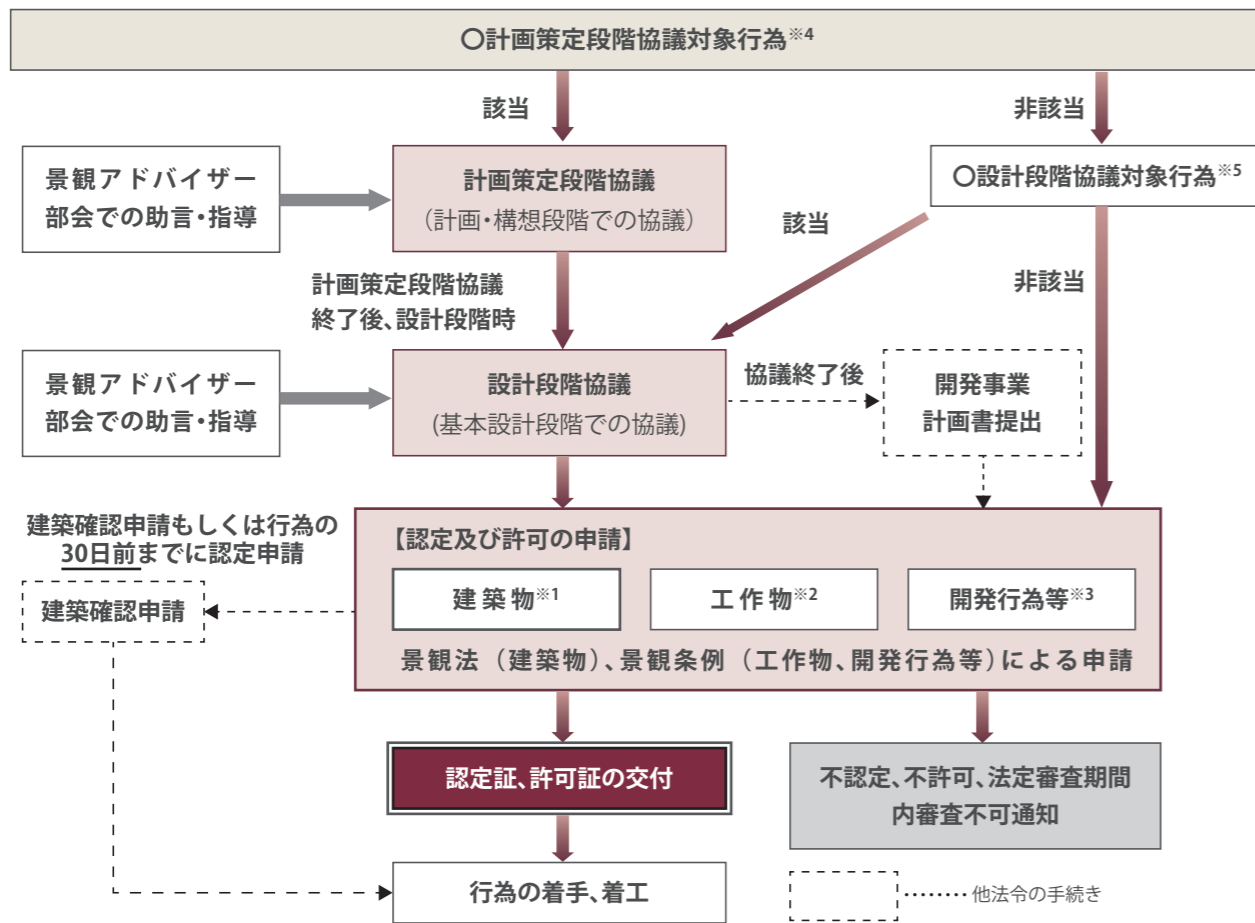
関西学院周辺景観地区では、建築物及び工作物の高さ、壁面位置、敷地面積、形態意匠、色彩、緑化、造方法等の制限を定めることにより、良好な景観の維持・保全を図ります。

地区内における建築物^{※1}及び要認定工作物^{※2}に関わる次の行為は、景観法に基づき市長への認定申請が必要となり、形態意匠の制限事項への適合について、行為の実施までに認定を受けなければなりません。また、開発行為等^{※3}についても同様に許可を受けなければなりません。

- 新築又は新設 ●増築 ●改築 ●移転
- 外観を変更することとなる修繕又は模様替え ●色彩の変更[※]

※現状の色彩で塗り直しを行う場合でも申請が必要です

手続きの流れ



【各制限に対する審査部署】

建築物 ^{※1}		工作物 ^{※2}		開発行為等 ^{※3}
高さ・壁面の位置等	形態意匠制限等	形態意匠制限等	高さ等	
建築確認時に審査	本認定申請で審査	本認定申請で審査	本認定申請で審査	本許可申請で審査
担当:建築指導課 (0798-35-3707)	担当:都市デザイン課 (0798-35-3526)			

● 地区計画による届出が必要になる場合があります。詳細はp24をご覧ください。

※1：建築物で次に定める軽微な行為や通常管理等以外は認定申請が必要です。

- (1) 新築、増築、改築又は移転で、その部分に係る延べ面積が10㎡以内のもの
- (2) 新築、増築、改築もしくは移転、外観を変更することとなる修繕もしくは模様替えで地下に設けるもの
- (3) 外観変更(修繕、模様替え、色彩の変更)でいずれも一面の過半を変更しないもの
- (4) 非常災害のため必要な応急措置として行う行為
- (5) 工事、祭礼等で必要な仮設建築物
(上記の場合でも建築物の高さ、壁面位置、敷地面積の制限は、建築確認の審査対象となる場合があります)

※2：認定申請が必要な要認定工作物は以下のものです。

- (1) 道路(C-2,E,F,G,H,I,J-1,J-2,J-3,J-4 地区にあっては幅員12mを超えるものに限る)及び2,500㎡を超える公園
- (2) 高架道路、高架鉄道、横断歩道橋、こ線橋その他これらに類するもの
- (3) 橋りょうその他これに類するものでその延長が5mを超えるもの
- (4) 機械式駐車場
- (5) 建築物に附属する垣、さく、塀、門その他これらに類するもの
- (6) 建築物に附属する擁壁又は建築物に附属する擁壁以外の擁壁で高さ1.0mを超えるもの
- (7) 携帯電話基地局
- (8) 太陽光パネル
- (9) 上記の他、高さが1.5mを超えるもの(屋外広告物、道路標識、信号機等は除く)
- (10) 工作物の高さが1.5mを超える工作物で、外観の一面の過半を変更するもの
(ただし、上記各号のうち非常災害のために応急措置として行うもの、仮設工作物、地下工作物、通常管理等は除く)

※3：許可申請が必要な開発行為等は以下のものです。

- (1) 開発行為(都市計画法第29条第1項の許可を要する行為)
- (2) 宅地の造成、土地の開墾その他の土地の形質の変更(面積が10㎡を超える又は高さ1.5mを超える土地の形質の変更、建築物がある敷地で切土又は盛土で生ずるのりの高さが1.5mを超える(面積要件なし)のもの)
- (3) 高さが1.5mを超える(建築物のある敷地では3m以上)木竹の伐採(間伐、枝打ち、整枝や枯損した又は危険な木竹の伐採等は除く)
- (4) 土石の採取(面積が10㎡を超える又は高さ1.5mを超えるもの、建築物のある敷地では高さ1.5mを超える(面積要件なし)のもの)
- (5) 水面の埋立て又は干拓(面積が10㎡を超えるもの)
- (6) 屋外における土石、廃棄物のたい積(面積が10㎡を超える又は高さ1.5mを超えるもの、建築物のある敷地では高さ1.5mを超える(面積要件なし)のもの)
- (7) 木竹の植栽(延べ面積10㎡以上の建築物の新築、改築、移転、増築や宅地の造成を行う場合は木竹の植栽(緑化)が必要です)
(ただし、上記各号のうち非常災害のために応急措置として行うもの、通常管理等は除く)

※4：計画策定段階協議対象行為

- (1) 都市計画の決定又は変更が必要な行為、建築基準法に規定する例外許可(建築基準法第59条第4項又は第59条の2第1項の規定による許可に限る)が必要な行為、PFI法又はこれに類する手法に基づく事業
- (2) 建築面積が2,000㎡を超える建築物の新築、改築、移転
- (3) 増築部分の建築面積が1,000㎡を超え、かつ増築後の建築面積が2,000㎡を超える建築物の増築
- (4) 高さ10mを超える又は建築面積500㎡を超える公共建築物の新築、改築、移転、外観の一面の過半の変更
- (5) 増築部分の建築面積が250㎡を超え、かつ増築後の建築面積が500㎡を超える公共建築物の増築
- (6) 公共工作物で当該工作物の高さが5mを超え、かつ、地上から当該工作物の上端までの高さが10mを超える要認定工作物の新設、改築、移転、外観の一面の過半の変更
- (7) 道路(C-2,E,F,G,H,I,J-1,J-2,J-3,J-4 地区にあっては幅員12mを超えるものに限る)、2,500㎡を超える公園の建設、外観を変更することとなる改良
- (8) 高架道路、高架鉄道、横断歩道橋、こ線橋その他これらに類するものの新設、改築、移転、外観の一面の過半の変更
- (9) 橋りょうその他これに類するもので幅員10mを超え、又はその延長が30mを超えるものの新設、改築、移転、外観の一面の過半の変更
- (10) 水平投影面積が200㎡を超える駅舎等の新設、改築、移転、外観の一面の過半の変更
- (11) 3,000㎡を超える宅地造成又は土地の区画形質の変更
- (12) その他、市長が良好な景観の形成に大きな影響を及ぼすおそれがあると認めるもの
(ただし、上記各号のうち市長が景観への影響が少ないと認めるものは除く)

※5：設計段階協議対象行為

- (1) 高さが10mを超える又は建築面積が500㎡を超える建築物の新築、改築、移転、外観の一面の過半の変更
- (2) 増築部分の高さが10m又は増築部分の建築面積が250㎡を超え、かつ増築後の建築面積が500㎡を超える建築物の増築
- (3) 高さが5mを超え、かつ地上から当該工作物の高さが10mを超える工作物の新設、改築、移転、外観の一面の過半を変更するもの
- (4) 500㎡を超える宅地造成又は土地の区画形質の変更
- (5) 高さが2mを超える擁壁の新設
- (6) 計画策定段階協議を実施した行為(景観形成に影響が少ないとして計画策定段階協議を行わなかったものも含む)

2. 申請手続きの流れについて

申請に必要な図書

建築物の建築等、要認定工作物の建設等、開発行為等の実施にあたっては、景観法に基づき市長への申請書の提出が必要です。申請書には、以下に示す図書を添付して正・副各1部を提出してください。

(申請様式はホームページよりダウンロードすることができます。)

〔建築物・工作物の新築(新設)、増築、改築又は移転〕

種類	縮尺	明示すべき事項	建築物	工作物
付近見取図	1/2500	方位及び行為地	●	●
配置図	1/200程度	敷地の境界、建築物等の位置及び鉛直投影立面積が最大となる方向	●	●
鉛直投影立面積求積図	1/200程度	最大鉛直投影率面積の求積図及び算定式	●	
各階平面図(屋上を含む)	1/200程度	屋上、バルコニー等に設置する設備機器の位置	●	
平面図	1/200程度			●
各面の着色立面図	1/200程度	各部の仕上げ及び色彩のマンセル値	●	●
主要断面図(2面以上)	1/200程度	外部から望み得る設備機器の高さ	●	
外構平面図	1/200程度	フェンス、門、塀、舗装等の配置、仕上げ及び色彩、植栽の樹種、樹高、配置及び間口緑視率、緑地率の算定式	●	●
完成予想図(パース又は着色立面図)	1/200程度	建築物、外構及び周辺の状況	●	●
敷地周辺の状況を示すカラー写真			●	●
景観シミュレーション図*		敷地周辺の状況を示すカラー写真に建築物の着色した完成予想図を合成したもの	●	

〔建築物・工作物の外観を変更することとなる修繕もしくは模様替又は色彩の変更〕

種類	縮尺	明示すべき事項	建築物	工作物
付近見取図	1/2500	方位及び行為地	●	●
配置図	1/200程度	敷地の境界、建築物の位置及び鉛直投影立面積が最大となる方向	●	●
各階平面図(屋上を含む)	1/200程度		●	
平面図	1/200程度			●
各面の着色立面図	1/200程度	各部の仕上げ及び色彩のマンセル値	●	●
完成予想図(パース又は着色立面図)	1/200程度	建築物、外構及び周辺の状況	●	●
敷地周辺の状況を示すカラー写真			●	●
景観シミュレーション図*		敷地周辺の状況を示すカラー写真に建築物の着色した完成予想図を合成したもの	●	

*建築物の新築、改築もしくは移転で、当該建築物の建築面積(駅舎等にあつては水平投影面積。以下同じ。)が5000㎡を超えるもの、又は建築物の増築で、当該増築に係る部分の建築面積が2500㎡を超え、かつ、当該増築後の建築面積が5000㎡を超えるものに限る。

〔開発行為、宅地の造成、土地の開墾その他の土地の形質の変更、土石の採取、水面の埋め立て〕

種類	縮尺	明示すべき事項
付近見取図	1/2500	方位及び行為地
現況図	1/500程度	敷地の境界、工作物等の位置
造成計画図	1/500程度	平面図、断面図及び切盛部分求積図、擁壁等構造図(切土を黄色、盛土を緑色で着色)
土地利用計画図	1/500程度	各部の仕上げ及び色彩のマンセル値
植栽計画図	1/200程度	樹種、樹高及び配置、間口緑視率及び緑地率の算定式(間口緑視率及び緑地率の算定式は宅地の造成のみ)
敷地周辺の状況を示すカラー写真		

〔木竹の伐採又は植栽〕

種類	縮尺	明示すべき事項
付近見取図	1/2500	方位及び行為地
現況図	1/500程度	
造成計画図	1/500程度	平面図、断面図及び切盛部分求積図(切土を黄色、盛土を緑色で着色)
植栽計画図	1/200程度	樹種、樹高、配置、間口緑視率及び緑地率の算定式
断面図	1/200程度	
敷地周辺の状況を示すカラー写真		

〔屋外における土石、廃棄物又は再生資源のたい積〕

種類	縮尺	明示すべき事項
付近見取図	1/2500	方位及び行為地
地形図	1/1000程度	方位及び行為に係る土地の境界
平面図	1/500程度	方位及び行為に係る土地の境界、配水施設、たい積をする土地の部分及び擁壁等土留め構造物
断面図	1/500程度	現況地盤面及び設計上のたい積物の断面
敷地周辺の状況を示すカラー写真		

● 本表以外にも市長が必要と認める資料の提出を求める場合や本表に記載の資料でも不要となる場合があります。

3. 関西学院周辺景観地区の位置

位置・面積

西宮市上甲東園2丁目、上甲東園3丁目、上甲東園5丁目、上ヶ原一番町、上ヶ原二番町、上ヶ原三番町、上ヶ原山手町、上ヶ原山田町、仁川百合野町、甲山町の各一部（面積：約51.4ha）



学園花通り(Eゾーン)



プロムナード(Bゾーン)

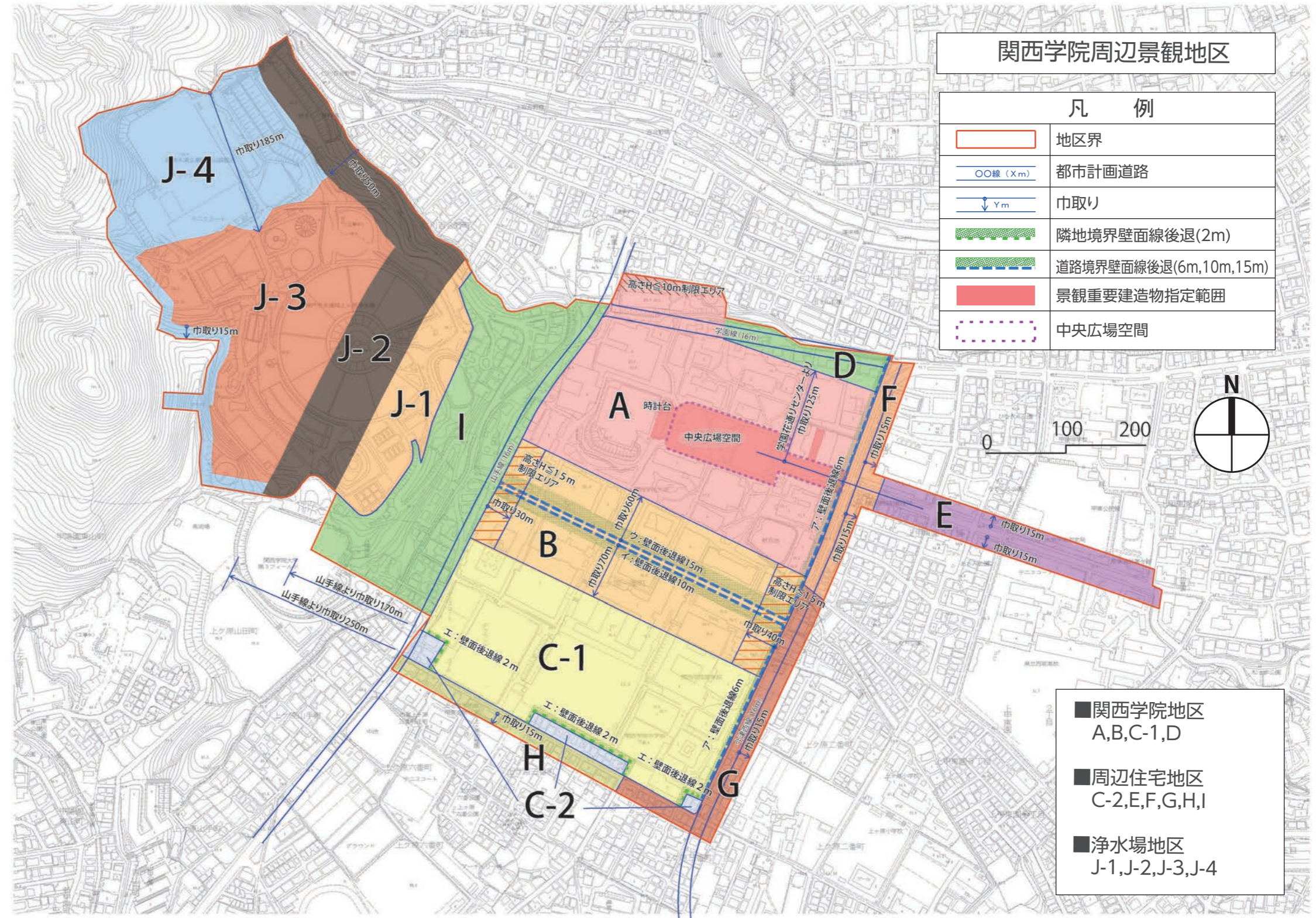


今津西線(Fゾーン)

関西学院周辺景観地区ゾーン区分図



関西学院大学の時計台と甲山の眺望

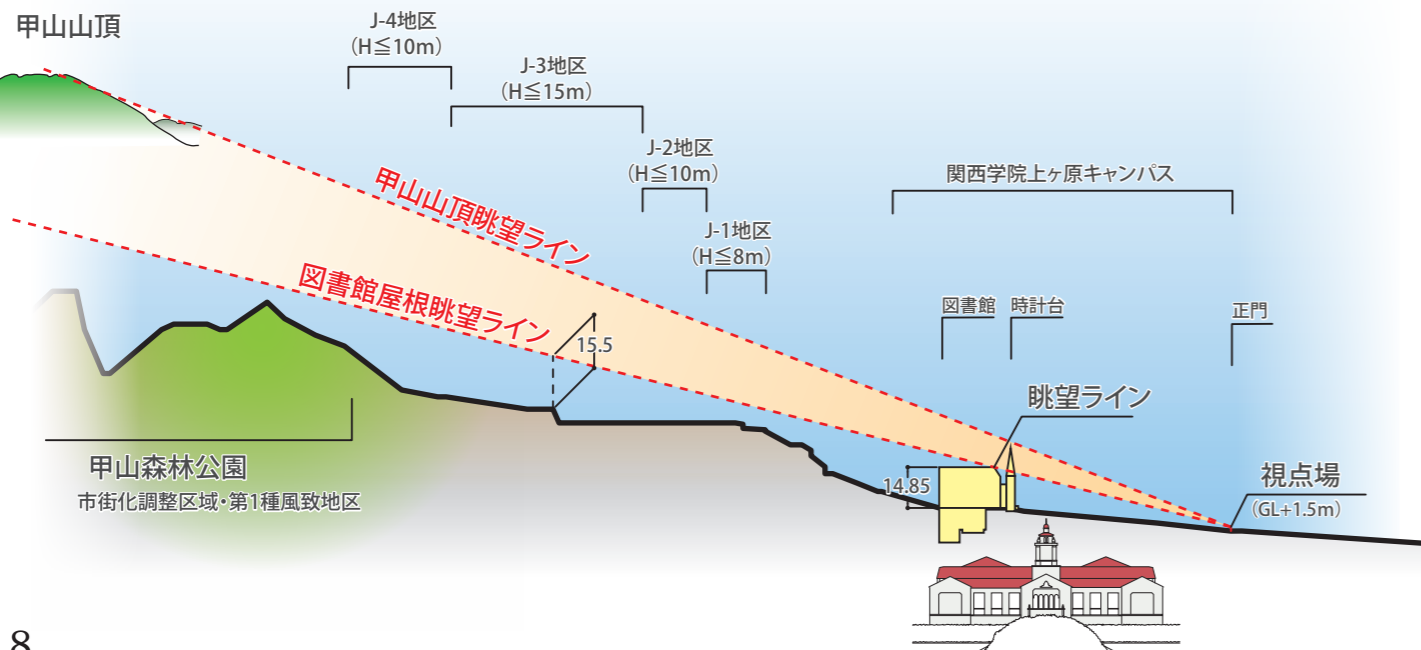


4. 建築物の高さ・壁面の位置・敷地面積の制限

下表の3項目は建築確認申請時により審査される項目です

項目	ゾーン・制限事項									
	A			B			C-1		D	
建築物の高さの限度	15m (p6,7区域図に示す一部エリアは10m)			20m (p6,7区域図に示す一部エリアは15m)			15m		12m	
	C-2	E	F	J-1	J-2	J-3	J-4	G	H	I
	15m	10m	15m	8m ^{*1}	10m ^{*1}	15m ^{*1}	10m ^{*1}	12m	15m	12m
※1：J-1～4にあっては、建築物の最高部（当該建築物の階段室、昇降機塔、装飾塔、物見塔、屋窓その他これらに類する屋上部分、建築設備を含み、装飾、防火壁の屋上突出部その他これらに類する屋上突出物を含まない）までの高さとする。										
壁面の位置の制限	A, B, C-1, D						C-2, E, F, I, J-1, J-2, J-3, J-4			
	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から敷地境界までの距離の最低限度は、次の各号に掲げる数値以上とする。 1. 道路に接する場合 (1) p6,7区域図に表示するア部分は、道路境界線から6m (2) p6,7区域図に表示するイ部分は、道路境界線から10m (3) p6,7区域図に表示するウ部分は、道路境界線から15m (4) 上記(1)～(3)以外の箇所は、道路境界線から2m 2. その他の場合 (1) p6,7区域図に表示するエ部分は、隣地境界線から2m (2) それ以外の箇所においては、隣地境界線から1m						建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から敷地境界までの距離の最低限度は、次の各号に掲げる数値以上とする。 (1) 道路に接する場合は、道路境界線から2m (2) その他の場合は、隣地境界線から1m			
建築物の敷地面積の最低限度	J-1, J-2, J-3, J-4									
	180㎡									

建築物や工作物の高さ制限は時計台を介して見る甲山の眺望（p.6 写真）を守るために設定したものです。



5. 建築物の形態意匠制限等

5-1. 周辺住宅地区 (C-2,E,F,G,H,I) / 浄水場地区 (J-1,J-2,J-3,J-4)

一般基準

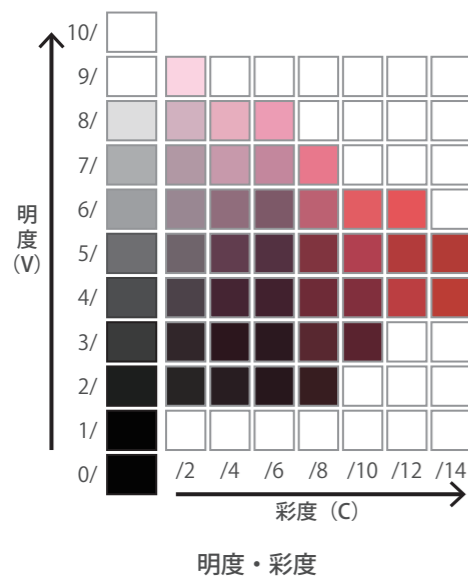
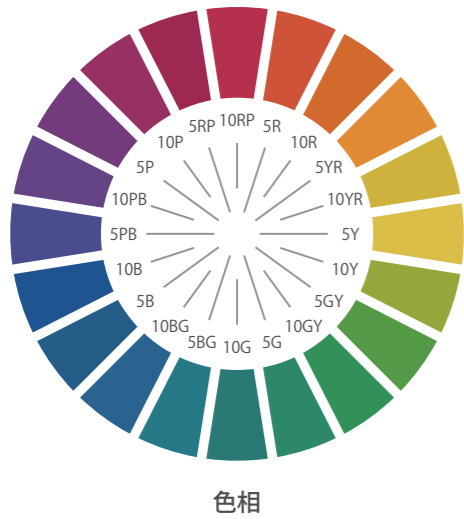
1. 周辺の土地利用状況、関西学院西宮上ヶ原キャンパスの建築群などまちなみの歴史的特徴に調和させる。
2. 甲山の山並みを背景とする場所では、平坦地から見上げる眺めの対象であることを意識し、山並みの景観と調和させる。
3. 公園の周辺などの空間の広がりのほか甲山や関西学院西宮上ヶ原キャンパスが見える眺望ポイントからの眺めにも留意する。
4. 街角や道路の突き当たり、丘の頂上などの視線を引きつける場所（アイストップ）を意識した計画とする。
5. 周辺建築物との調和を考慮し、統一感のあるまちなみを創出させる。
6. 建築物全体としてのバランスと調和に配慮した意匠とする。
7. 道路に面しない側、水辺や公園に面する側の景観にも配慮する。

項目別基準

項目	ゾーン・制限事項																
配置・規模	E (第1種低層住居専用地域の区域), G, I	C-2, E (第1種中高層住居専用地域の区域), F, H, J-1, J-2, J-3, J-4															
	大規模な建築物は、周辺の建築物のスケールやまちなみに配慮し、分棟化を図るなど、形状を工夫する。																
	建築物の壁面の最大投影立面積 ^{*1} は、1,500㎡以下とする。	建築物の壁面の最大投影立面積 ^{*1} は、2,500㎡以下とする。															
※1：最大投影立面積（西宮市景観計画による） 一体の建物の鉛直投影面積が最大となる方位から見た場合の立面積																	
外壁	<ol style="list-style-type: none"> 1. 色彩は、周辺建築物の色彩と調和させるとともに、緑が映える落ち着いたものとする。 2. マンセル表色系による色彩の範囲は次のとおりとする。 （無着色の木材、石材、漆喰、レンガ、ガラス（透明、乳白色）等を使用する部分は除く。） 《大規模建築物（高さ10mを超え、または建築面積が500㎡を超えるもの）》 <table border="1"> <thead> <tr> <th>色相</th> <th>明度</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>10R～5Y</td> <td>タイル仕上げ：4～8.5 上記以外：6～8.5</td> <td>1～3</td> </tr> </tbody> </table> ※光沢のあるタイルは使用不可とする。		色相	明度	彩度	10R～5Y	タイル仕上げ：4～8.5 上記以外：6～8.5	1～3									
色相	明度	彩度															
10R～5Y	タイル仕上げ：4～8.5 上記以外：6～8.5	1～3															
<ol style="list-style-type: none"> 《一般建築物》 <table border="1"> <thead> <tr> <th>色相</th> <th>明度</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>YR</td> <td>2～8.5</td> <td>4以下</td> </tr> <tr> <td>R・Y</td> <td>2～8.5</td> <td>3以下</td> </tr> <tr> <td>その他の色相</td> <td>2～8.5</td> <td>2以下</td> </tr> <tr> <td>無彩色</td> <td>9以下</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>			色相	明度	彩度	YR	2～8.5	4以下	R・Y	2～8.5	3以下	その他の色相	2～8.5	2以下	無彩色	9以下	—
色相	明度	彩度															
YR	2～8.5	4以下															
R・Y	2～8.5	3以下															
その他の色相	2～8.5	2以下															
無彩色	9以下	—															
<ol style="list-style-type: none"> 3. 大規模建築物、一般建築物とも上記以外の色彩を使用する場合は、各壁面の見付部分の1/20以下とし、周辺との調和を図り、落ち着いたデザインとする。 																	

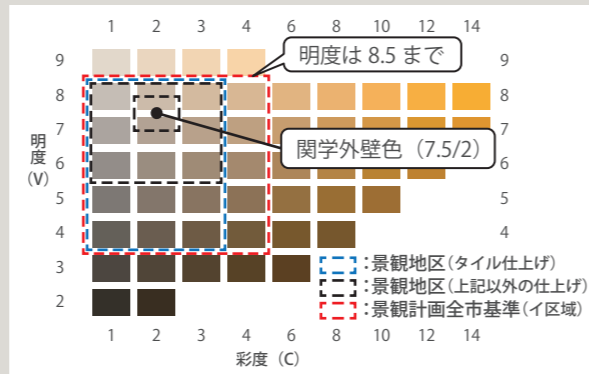
マンセル表色系

マンセル表色系では、色相／明度／彩度の3つの要素の組み合わせで表現されます。色相はR(赤)、Y(黄)、B(青)などの10の基本色とその中間色の計40色で表し、明度は0～10、彩度は0～14のレベルで表します。

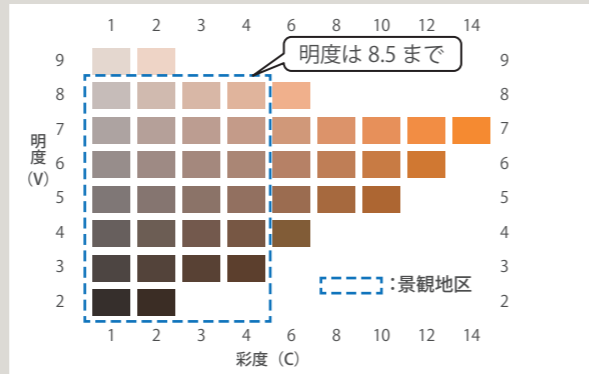


外壁の色彩の例

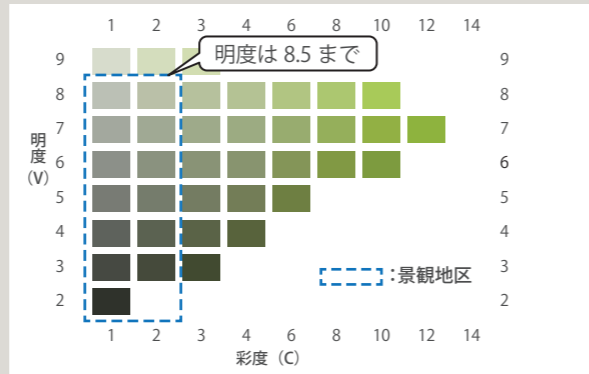
大規模建築物 (10YR の例)



一般建築物 (5YR の例)



一般建築物 (その他の色相 (5GY の例))



項目	ゾーン・制限事項
屋根	<ol style="list-style-type: none"> 1. 基調となる色は華美にならない配色とし、周辺建築物の色彩と調和させるとともに、緑が映える落ち着いたものとする。 2. マンセル表色系による明度は4以下とし、彩度については、外壁色と調和したものとする。 3. 金属を用いる場合は光沢のある素材は不可とする(素地は可)。

項目	ゾーン・制限事項
通り外観	<ol style="list-style-type: none"> 1. 樹種による四季の演出を考慮の上、道路境界部を緑化し、まちなみに豊かな緑を創出するとともに、植栽帯の立ち上がりはできるだけ高さを抑え、道路側へ緑を開放することにより、敷地内の緑と調和した建築物の外観意匠とする。 2. 敷地内に設ける一般に開放された歩道やポケットパーク(小広場)は、道路や歩道と舗装材料を合わせるなど、建築物と敷地・公共空間の一体感を確保する。 3. 建築物に附属する塀・柵等は、緑が映えるよう配置するとともに、色彩、素材に配慮し、まちなみを特徴づけている意匠を有する生垣や石積み等はできる限り保存し、それらと建築物が一体となった地域の歴史を継承する外観意匠とする。 4. 建築物に附属する擁壁の表面は、錆御影石仕上げを基本とし、できる限り高さを抑え、擁壁下側の緑化など、歩行者に対する圧迫感の軽減策を講ずることにより、建築物と一体となった外観意匠とする。



立ち上りを抑えた植栽



ポケットパーク



錆御影石積み

地盤面の高低差	C-2, E, F, I, J-1, J-2, J-3, J-4	G, H
	建築物が接する地盤面の高低差は、6m以下とすること。	
建築物に附属する設備機器類	<ol style="list-style-type: none"> 1. 空調室外機や洗濯物等が道路から見えにくいよう工夫する。 2. 建築設備や配管類が建築物の外部に露出しないよう工夫し、露出する場合は建築物と調和したものとする。 3. 屋上に設置するものは必要最小限に留め、建築物の意匠と調和したルーバーパネル等による目隠しを施すものとする。 	
建築物に附属する施設	<ol style="list-style-type: none"> 1. 建築物に附属する車庫、自転車置き場、倉庫、設備用建築物等は、建築物及び周囲のまちなみと調和する配置、意匠、仕上げとする。 2. 建築物に附属する駐車場や荷捌場は、道路から見えない配置とし、やむを得ず見える場合は、植栽などにより修景を図る。 3. 機械式駐車場はできるだけ高さを抑え、道路側へ機械が露出しないよう塀や植栽などで目隠しをする。 	

5. 建築物の形態意匠制限等

5-2. 関西学院地区 (A,B,C-1,D)

一般基準

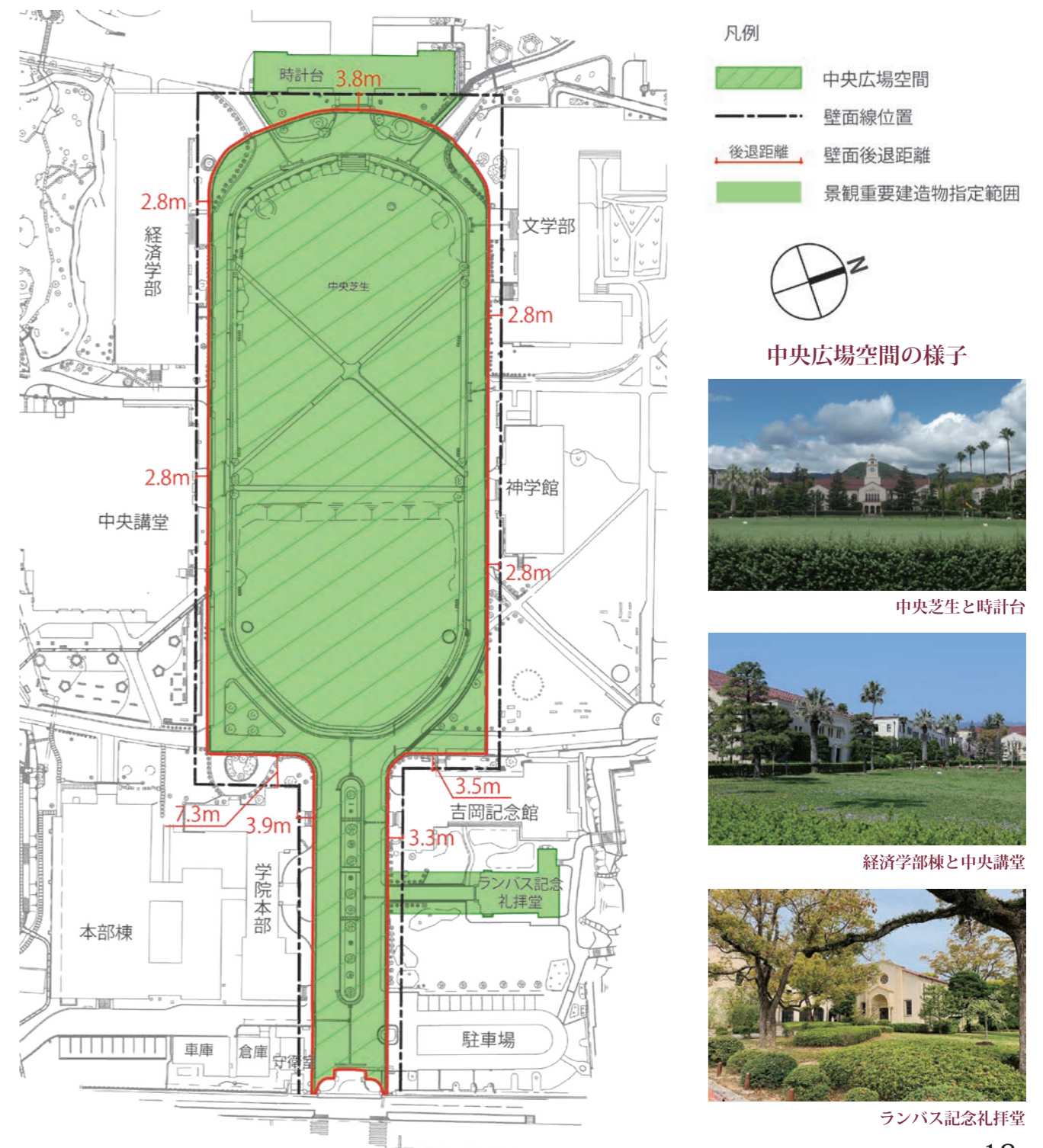
1. キャンパス創建時から今日まで引き継がれてきた質朴な表情を持ち、赤瓦屋根、クリーム色のスタッコ壁、アーチの構成やコリドールなどを基調とするスパニッシュ・ミッション・スタイルの伝統を引き継ぐ様式とヴォーリズの設定した軸線に則った建築配置の保全・継承によるヴォーリズ空間との連続性とデザイン秩序を保つことを基本とする。
2. 山並みを背景とする場所では、平坦地から見上げる眺めの対象であることを意識し、山並みの景観と調和させる。
3. 街角や道路の突き当たり、丘の頂上などの視線を引きつける場所（アイストップ）を意識した計画とする。
4. 周辺建築物との調和を考慮し、統一感のあるまちなみを創出させる。
5. 道路に面しない側、水辺や公園に面する側の景観にも配慮する。

項目別基準

項目	ゾーン・制限事項	
配置	<ol style="list-style-type: none"> 1. 中央広場空間に面する建築物は、歴史的空間の担保のため、現在の高さ、壁面線の位置を守り、空間の質に配慮したものとしなければならない。なお、中央広場端からの壁面後退距離はp.13の中央広場空間壁面制限図に示す距離以上とする。 2. 中央広場空間に面する低層建築物群の背面に配置する建築物は、中央広場空間から壁面を望みできないようにすることに努めることとし、これによりがたい場合は山並みや空への開放性が高いシンメトリーの中央広場空間の特性に影響を与えないよう、軒高を抑えるなどの工夫を行う。 3. 壁面の分節化等により、既存校舎の持つプロポーションやスケール感との調和を図る。 	
軒高	中央広場空間に面する建築物の広場空間に面する軒高は、10m以内とする。	
規模	A (第1種低層住居専用地域の区域)	A (第1種中高層住居専用地域の区域), B, C-1, D
	建築物の壁面の最大投影立面積は、1,500㎡以下とする。 (最大投影立面積の算出方法についてはp9を参照)	建築物の壁面の最大投影立面積は、2,500㎡以下とする。 (最大投影立面積の算出方法についてはp9を参照)
外壁	<ol style="list-style-type: none"> 1. 外壁は、スタッコ引抜仕上とする。 2. 外壁基壇部は、人造洗い出し仕上げの中木等の石造調の意匠とする。 3. 妻壁状のパラペット立ち上げや、縦長窓、アーチ窓、レリーフ、エントランスポーチなど既存校舎との意匠連携を図るものとする。 4. マンセル表色系による色彩は、10YR 7.5/2 近似値とする。 	
屋根・庇・パラペット天	<ol style="list-style-type: none"> 1. スカイラインを構成する屋根・庇・パラペット天は、赤瓦を葺いた納まりとする。 2. 赤瓦は、スパニッシュ瓦又はS型瓦を使用するものとする。 3. 勾配屋根は、原則切妻屋根とし、勾配は概ね10分の5とする。 4. 赤瓦のマンセル表色系による色彩は、10R 3.5/7.5 近似値とする。 	

項目	ゾーン・制限事項
建具 (窓の色彩・形状)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 建具の形状は、縦長窓やアーチ窓などとし、既存校舎との意匠連携を図るものとする。 2. マンセル表色系による色彩は、10YR 2.0/1.0 近似値とする。
開口部 (バルコニー 手すり等仕様)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 鉄製又はRC造の手摺壁とする。 2. 鉄製の場合は、建具の色彩と同等のものとし、手摺壁とする場合は、外壁と同等の仕上げとする。

関西学院地区 中央広場空間 壁面制限図

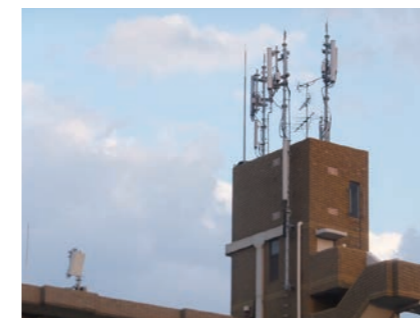


6. 工作物に関する事項

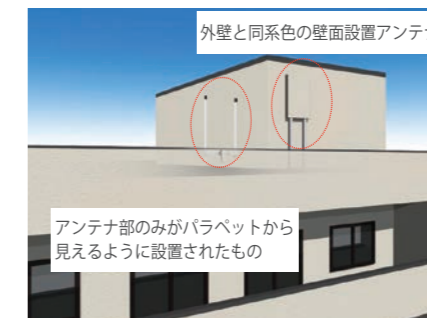
6-1. 周辺住宅地区 (C-2,E,F,G,H,I) / 浄水場地区 (J-1,J-2,J-3,J-4)

一般工作物

項目	ゾーン・制限事項	
	C-2,E,F,G,H,I	J-1,J-2,J-3,J-4
携帯電話基地局	屋上、屋根、塔屋に携帯電話基地局及びこれに類するものを設置する場合、道路、公園等の公共用空地から容易に望見できない位置に設けること。 (当該建築物の最高部の高さを超えず、かつ建築物の壁面と一体的に配置されるもの、またはアンテナ構造物が目立ちにくく景観形成上支障のないものを除く)	屋上には携帯電話基地局及びこれに類するものを設けないこと。
太陽光パネル	太陽光パネルを設置する場合、道路、公園等の公共用空地から容易に望見できない位置に設けること。(太陽光パネルを勾配屋根の形状に合わせて設置する場合で、屋根の色彩と調和が図られているものは除く)	



× 道路から望見できる
携帯電話基地局



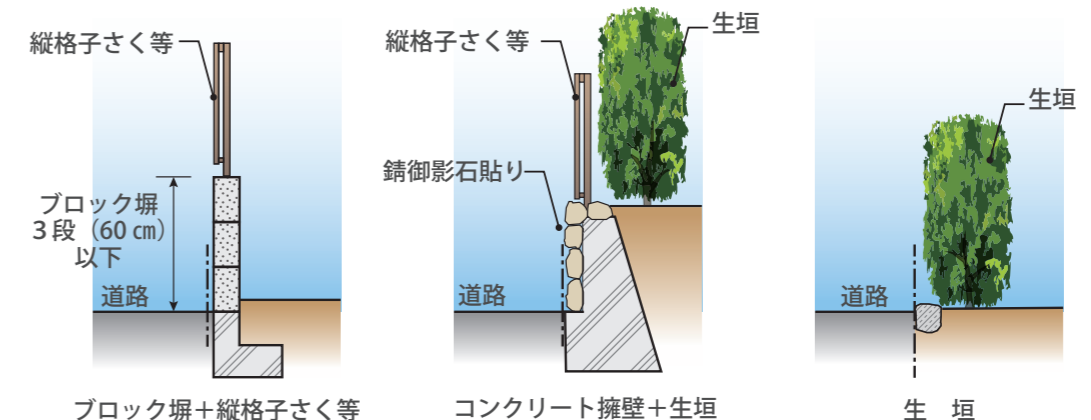
○ 景観に配慮した
携帯電話基地局



○ 屋根勾配に合わせた
太陽光パネル

道路境界側に設置する 垣、さく等	道路に面する垣、さく等の構造※1は生垣又は透過性のある縦格子さく等とし、緑化の妨げとなるコンクリートブロック等としてはならない。ただし、次の各号に掲げるものにはこの限りではない。 (1)門、門柱及び左右2m以下の門の袖壁 (2)垣又はさく等の基礎が接する道路面から天端高さ60cm以下のコンクリートブロック等の部分
---------------------	---

※1：道路に面する垣、さくの構造



項目	ゾーン・制限事項
通り外観	<ol style="list-style-type: none"> 樹種による四季の演出を考慮の上、道路境界部を緑化し、まちなみに豊かな緑を創出するとともに、植栽帯の立ち上がりはできるだけ高さを抑え、道路側へ緑を開放することにより、敷地内の緑と調和した建築物の外観意匠とする。 敷地内に設ける一般に開放された歩道やポケットパーク（小広場）は、道路や歩道と舗装材料を合わせるなど、建築物と敷地・公共空間の一体感を確保する。 建築物に附属する塀・柵等は、緑が映えるよう配置するとともに、色彩、素材に配慮し、まちなみを特徴づけている意匠を有する生垣や石積み等はできる限り保存し、それらと建築物が一体となった地域の歴史を継承する外観意匠とする。 建築物に附属する擁壁の表面は、錆御影石仕上げを基本とし、できる限り高さを抑え、擁壁下側の緑化など、歩行者に対する圧迫感の軽減策を講じることにより、建築物と一体となった外観意匠とする。 B地区において、建築物やバス停留所や車寄せ等を設置する場合にあっては、壁面後退部分の既存樹を保全することを原則とし、やむを得ず伐採する場合には、新たな植栽を行うなど修景を施すことで、緑豊かなプロムナード景観を保全する。
地盤面の高低差	建築物が接する地盤面の高低差は、6m以下とすること。
建築物に附属する設備機器類	<ol style="list-style-type: none"> 屋上に設置するものは必要最小限にとどめ、周辺からの眺望に配慮し、外壁と同等仕上げの立ち上げ壁による目隠しを施すものとする。 地上部に設置するものは、建築物や周辺の緑と調和した目隠しを施すものとする。 バルコニー部に設置するものは、建築物の意匠と調和するルーバーパネル等による目隠しを施すものとする。 建築設備や配管類が建築物の外部に露出しないよう工夫し、露出する場合は建築物と調和したものとする。
建築物に附属する施設	<ol style="list-style-type: none"> 建築物に附属する車庫、自転車置き場、倉庫、設備用建築物等は、建築物及び周囲のまちなみと調和する配置、意匠、仕上げとする。 建築物に附属する駐車場や荷捌場は、道路から見えない配置とし、やむを得ず見える場合は植栽などにより修景を図る。 機械式駐車場はできるだけ高さを抑え、道路側へ機械が露出しないよう塀や植栽などで目隠しをする。

スパニッシュ・ミッション・スタイル

18～19世紀に、フランシスコ修道院がカリフォルニアに築いた21か所の伝道基地の素朴な建築がスタイルの基となり、それに20世紀初頭に流行したスパニッシュ・リバイバルが混合した建築様式



経済学部棟(S4年築)



文学部棟(S4年築)



H号館(H24年築)